

岩手県告示第474号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成30年6月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
国民健康保険花巻市石鳥谷医療センター	花巻市石鳥谷医療センター	花巻市石鳥谷町八幡第5地割47番地2	平成30年4月1日
医療法人優親会及川放射線科内科医院	医療法人優親会及川脳神経内科クリニック	北上市立花10地割28番地1	〃